

第9期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 連結計算書類
「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」
- 計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

第9期

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

株式会社トリドリ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計			
当連結会計年度期首残高	50	1,003	133	△0	1,187	2	-	1,189
当連結会計年度変動額								
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	39	39			78			78
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△106			△106			△106
親会社株主に帰属 する当期純利益			258		258			258
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額(純額)						△1	71	69
当連結会計年度変動額合計	39	△67	258	-	231	△1	71	300
当連結会計年度末残高	89	936	392	△0	1,418	0	71	1,490

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・主要な連結子会社の名称 主要な連結子会社の名称は、事業報告内の「1. 企業集団の現況 (3) 重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりであります。
- ・連結の範囲の変更 当連結会計年度において、株式会社niks、株式会社トリドリIS及び株式会社blendsの株式を取得したことに伴い、当該会社を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年～15年
工具、器具及び備品	4年～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの展開する事業における、顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

代理人取引

「toridori base」「toridori ad」「toridori promotion」においては、顧客が期待する広告効果を得られるように、自社プラットフォーム、外部メディア等を利用し役務を提供することが主な履行義務であり、提供した役務を顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。これらのサービスにおいて、当社は代理人として取引を行っているため、顧客から受け取る額からインフルエンサー等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

本人取引

「toridori studio」「toridori made」等においては、顧客に制作物、商品等を引き渡すことが主な履行義務であり、引き渡した制作物、商品等を顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。ただし、「toridori made」における一部の商品の販売については、出荷時点から当該商品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等償却を行っております。

⑥ 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用計上しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「未払法人税等」は、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「未払法人税等」は14百万円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	693百万円
-----	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんの金額は、企業結合に関連した被取得企業の取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合に、その超過額をのれんとして計上しております。

当社は、事業計画及び損益実績を用いて減損の兆候の有無を判定しており、当該判定における主要な仮定は、事業計画上の売上高及び営業利益であります。なお、当連結会計年度においては、のれんの減損の兆候は識別されておられません。

将来の経済状況や経営環境の変動等により仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失が発生する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	284百万円
--------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、一時差異等加減算前課税所得及び将来加算一時差異によって回収が見込まれる範囲内で計上しております。なお、繰延税金負債との相殺前の金額は301百万円であります。

当社は、事業計画を用いて一時差異等加減算前課税所得を見積っており、当該見積りにおける主要な仮定は、事業計画上の売上高及び営業利益であります。

将来の経済状況や経営環境の変動等により仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末株式数
普通株式	3,096,400株	180,120株	－株	3,276,520株

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加180,120株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加180,120株であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末株式数
普通株式	24株	－株	－株	24株

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

区分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる 株式の種類及び数	新株予約権の 行使時の払込金額	新株予約権の 行使期間
第1回新株予約権	5,802個	当社普通株式 116,040株	1株当たり 430円	自2019年12月24日 至2029年12月23日

(4) 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

事業計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や株式発行等によって調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、差入先の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。また、現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 差入保証金	125百万円	123百万円	△2百万円
② 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	1,048百万円	1,046百万円	△2百万円

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
差入保証金	－百万円	123百万円	－百万円	123百万円
長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金含む）	－百万円	1,046百万円	－百万円	1,046百万円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期及び国債の利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、「連結貸借対照表計上額」及び「時価」については、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

なお、長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

プロダクト領域	2,694百万円
マーケティングパートナー領域	1,579百万円
顧客との契約から生じる収益 計	4,273百万円
その他の収益	－百万円
外部顧客への売上高	4,273百万円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	432円90銭
(2) 1株当たりの当期純利益	81円63銭
(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
親会社株主に帰属する当期純利益	258百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	258百万円
普通株式の期中平均株式数	3,170,153株

8. 重要な後発事象に関する注記

(募集新株予約権 (有償ストック・オプション) の発行)

当社は、2025年2月13日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対し新株予約権を発行することを決議いたしました。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役、監査役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の3.97%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、2025年2月13日に開示した「中期経営計画 (事業計画及び成長可能性に関する事項)」に定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の総数

1,300個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式130,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭の額

本新株予約権1個あたりの発行価額は、100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額である。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株あたりの金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2025年2月12日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,473円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (3) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2028年4月1日から2035年2月28日までとする。但し、行使期間の最終日が金融機関の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2027年12月期から2033年12月期までのいずれかの期において、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上が、10,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。
 - ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。
 - (i) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (ii) 当社または当社関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社もしくは当社関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合
 - (iii) 当社または当社関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
 - (iv) 当社または当社関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合
 - (v) 当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

4. 新株予約権の割当日

2025年2月28日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
2025年2月28日

9. 申込期日
2025年2月25日

10. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役及び監査役	6名	790個
当社従業員	9名	510個

(資金の借入)

当社は、2025年2月26日付の取締役会において、資金の借入を行うことを決議いたしました。

(1) 資金の借入の目的

今後の事業規模の拡大に伴い、増加が見込まれる運転資金の確保に加え、積極的な事業戦略の推進や機動的な投資を実現するための成長資金として、借入を実施いたします。

(2) 資金の借入の概要

借入先	金融機関5社
借入金額	1,100百万円(予定)
借入利率	変動金利(基準金利+スプレッド)
借入実行日	2025年2月27日以降
契約期間	3年間
担保等の有無	無担保、無保証

9. 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2024年7月29日付の取締役会決議に基づき、2024年7月30日に株式会社XiMと事業譲渡契約を締結し、2024年7月30日に株式会社トリドリISが株式会社XiMよりインサイドセールス及びマーケティング事業の一部を譲受いたしました。

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及び事業の内容
被取得企業の名称 株式会社XiM
事業の内容 インサイドセールス及びマーケティング事業の一部
- ② 企業結合を行った主な理由
[toridori base] を中心としたプロダクト領域の拡大を推し進めるべく、当該事業の譲受を決定いたしました。
- ③ 企業結合日
2024年7月30日
- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする事業譲受
- ⑤ 結合後企業の名称
株式会社トリドリIS
- ⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社の連結子会社が現金を対価として事業の譲り受けを行ったことによるものであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年7月30日から2024年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	600百万円
取得原価		600百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料等	4百万円
--------------------	------

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん金額

410百万円

② 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③ 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	459 百万円
固定資産	207
資産合計	666
流動負債	476
負債合計	476

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(取得による企業結合)

当社は、2024年8月28日付の取締役会において、株式会社chipperが提供するEC支援事業を新設分割して設立予定である株式会社blendsの株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。当該決議に基づき、同日付で株式譲渡契約を締結し、2024年10月9日付で発行済み株式の70%を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及び事業の内容
被取得企業の名称 株式会社blends
事業の内容 EC支援事業
- ② 企業結合を行った主な理由
中堅・大手企業をターゲットにしたマーケティングパートナー領域の強化を図るため、株式会社blendsの株式を取得し、子会社化することを決定いたしました。当社は、インフルエンサーマーケティングを軸に、顧客企業の抱えるマーケティング課題に対して、上流から下流までワンストップで伴走支援することができる組織を目指しております。今回の株式取得により、マーケティングパートナー領域の中でも特にEC分野での強みを拡張し、顧客企業が抱えるマーケティング課題に対して、より広範なソリューションを提供してまいります。また、EC分野におけるマーケティング手段としては、SNSを利用することが主流であり、当社の強みであるインフルエンサーマーケティングとの親和性も高く、高いシナジー効果を継続的に発揮できると考えております。
- ③ 企業結合日
2024年10月1日（みなし取得日）
2024年10月9日（株式取得日）
- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
- ⑤ 結合後企業の名称
株式会社blends
- ⑥ 取得した議決権比率
70%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年10月1日から2024年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	140百万円
取得原価		140百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料等	3百万円
--------------------	------

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

88百万円

② 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

固定資産	77 百万円
資産合計	77
固定負債	3
負債合計	3

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							新 株 予 約 権	純 資 産 合 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式			株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	50	50	953	1,003	114	114	△0	1,168	2	1,170
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	39	39		39				78		78
当 期 純 利 益					158	158		158		158
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)									△1	△1
当 期 変 動 額 合 計	39	39	-	39	158	158	-	237	△1	235
当 期 末 残 高	89	89	953	1,043	273	273	△0	1,405	0	1,406

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年～15年
工具、器具及び備品	4年～15年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の展開する事業における、顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

代理人取引

「toridori base」 「toridori ad」 「toridori promotion」 においては、顧客が期待する広告効果を得られるように、自社プラットフォーム、外部メディア等を利用し役務を提供することが主な履行義務であり、提供した役務を顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。これらのサービスにおいて、当社は代理人として取引を行っているため、顧客から受け取る額からインフルエンサー等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

本人取引

「toridori studio」 等においては、顧客に制作物、商品等を引き渡すことが主な履行義務であり、引き渡した制作物、商品等を顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社に対する債権の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社貸付金	255百万円
関係会社未収入金	28百万円
関係会社貸倒引当金 (流動)	△50百万円
関係会社長期貸付金	731百万円
関係会社貸倒引当金 (固定)	△150百万円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社に対して、債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定し、当該回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。当該回収不能見込額の見積りにあたっては、関係会社の将来の業績及び財政状態に関する事業計画を考慮のうえで、支払能力を総合的に判断しております。

その結果、当事業年度において、関係会社に対する債権に対して貸倒引当金200百万円を計上し、営業外収益に貸倒引当金戻入額90百万円を計上しております。

翌事業年度以降において、関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合には当社の損益に重要な影響を与える可能性があります。また、関係会社が債務超過の状況にあり、かつ当該債務超過の額が債権の帳簿価額を超えた場合には、当該超過額を関係会社事業損失引当金として計上する可能性があります。

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	414百万円
--------	--------

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

当該関係会社株式の評価にあたっては、超過収益力を反映した実質価額が著しく低下したときに減損処理を行います。超過収益力が当事業年度末日において維持されているかは、同社の事業計画及び損益実績を用いて判定しており、当該判定における主要な仮定は、事業計画上の売上高及び営業利益であります。

将来の経済状況や経営環境の変動等により仮定の見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類において、減損損失が発生する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 7百万円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、一時差異等加減算前課税所得及び将来加算一時差異によって回収が見込まれる範囲内で計上しております。なお、繰延税金負債との相殺前の金額は24百万円であります。

当社は、事業計画を用いて一時差異等加減算前課税所得を見積っており、当該見積りにおける主要な仮定は、事業計画上の売上高及び営業利益であります。

将来の経済状況や経営環境の変動等により仮定の見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権 284百万円

長期金銭債権 731百万円

短期金銭債務 383百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 1,790百万円

営業取引以外の取引高 105百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 24株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費	48百万円
一括償却資産償却超過額	1百万円
資産除去債務	8百万円
貸倒引当金	68百万円
未払費用	7百万円
前受金	20百万円
補助金収入	34百万円
資産調整勘定	5百万円
子会社株式	52百万円
その他	0百万円
税務上の繰越欠損金	86百万円
繰延税金資産小計	335百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△86百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△224百万円
評価性引当額小計	△311百万円
繰延税金資産合計	24百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△3百万円
売掛金	△10百万円
未払消費税等	△1百万円
繰延税金負債合計	△16百万円
繰延税金資産（負債）の純額	7百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社GIVIN	所有 直接 100.0%	資金の貸付 管理業務の受託 役員の兼任	資金の返済	3	関係会社 貸付金	150
						関係会社 長期貸付金	150
				管理業務の受託等	22	関係会社 未収入金	4
				利息の受取	6	未収利息	0
子会社	株式会社 OverFlow	所有 直接 67.3%	営業上の取引 管理業務の受託 従業員の出向 役員の兼任	サービス等の販売	6	売掛金	-
				サービス等の仕入	596	買掛金	205
				管理業務の受託等、出向者負担金の受取	78	関係会社 未収入金	7
子会社	株式会社niks	所有 直接 60.0%	資金の貸付 営業上の取引 管理業務の受託 従業員の出向 役員の兼任	設立出資	0	関係会社 株	0
				資金の貸付	300	関係会社 貸付金	40
						関係会社 長期貸付金	260
				サービス等の仕入	370	買掛金	2
				管理業務の受託等、出向者負担金の受取	38	関係会社 未収入金	9
						未払金	0
				利息の受取	1	未収利息	0
配当金の受取	31	-	-				

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 トリドリIS	所有 直接 51.0%	資金の貸付 営業上の取引 管理業務の受託 役員の兼任	設立出資	5	関係会社 株 式 式	5
				資金の貸付	336	関係会社 貸 付 金	60
						関係会社 長期貸付金	276
				サービス等 の仕入	1,503	関係会社 未 収 入 金	5
						前 払 金	770
						未 払 金	175
				管理業務の受 託等	4	関係会社 未 収 入 金	1
利息の受取	2	未 収 利 息	-				
子会社	株式会 社 b l e n d s	所有 直接 70.0%	資金の貸付 管理業務の受託 役員の兼任	資金の貸付	50	関係会社 貸 付 金	5
						関係会社 長期貸付金	45
				管理業務の受 託等	3	関係会社 未 収 入 金	1
				利息の受取	0	未 収 利 息	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 営業上の取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。
3. 管理業務の受託等については、一般的な取引条件を参考に決定しております。
4. 従業員の出向については、契約に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け取っております。
5. 設立出資については、会社設立に伴い、当社が出資の引受を行ったものであります。
6. 配当金の受取については、子会社の株主総会等の機関決定された金額によっております。
7. 株式会社GIVINの債権に対して、当事業年度末において200百万円の貸倒引当金を計上してあります。また、当事業年度において、90百万円の貸倒引当金戻入益を計上してあります。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
当社の役員	中山 貴之	被所有 直接 31.64%	債務被保証	当社の金融 機関借入に 対する債務 被保証	53	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額は、債務被保証残高を記載しております。

2. 債務被保証については、当社の金融機関からの借入債務に対するものであります。なお、債務被保証に対して保証料の支払いはしていません。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	429円08銭
(2) 1株当たりの当期純利益	49円99銭
(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純利益	158百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益	158百万円
普通株式の期中平均株式数	3,170,153株

10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「8. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産（投資その他の資産に計上された償却費の生ずるものを含む。）の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定資産	建物	18	14	－	8	25	36	62
	工具、器具及び備品	6	7	0	4	9	19	28
	建設仮勘定	－	3	－	－	3	－	3
	計	25	25	0	12	37	55	93
無形 固定資産	ソフトウェア	13	24	－	4	33	－	－
	ソフトウェア仮勘定	7	97	24	－	80	－	－
	計	20	121	24	4	114	－	－
投資その 他の資産	長期前払費用	0	－	0	0	－	－	－

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物…主に新潟支社開設による内装工事等であります。

工具、器具及び備品…主に新潟支社開設による家具等及びパソコン機器であります。

ソフトウェア…主に自社利用ソフトウェアの開発費用であります。

ソフトウェア仮勘定…主に自社利用ソフトウェアの開発費用であります。

3. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定…ソフトウェアへの振替額であります。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金（流動）	9	54	2	6	54
貸倒引当金（固定）	293	151	－	291	153

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、洗替額であります。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科目	金額
役員報酬	92
給料及び手当	472
法定福利費	90
業務委託費	236
広告宣伝費及び販売促進費	1,539
支払報酬	60
賃借料	89
通信費	107
採用費	32
旅費交通費	26
減価償却費	15
備品・消耗品費	13
租税公課	4
支払手数料	88
その他営業費用	41
計	2,912

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。